

平成30年度
米子市非常勤職員採用試験
受験案内

○なかよし学級指導員

○児童厚生員

平成30年 4月 4日
米 子 市

【募集内容】

募集職種	採用予定人員	勤務地
なかよし学級指導員	3名程度	なかよし学級に勤務します。
児童厚生員	2名程度	児童館（なかよし学級を開級している児童館を含む）に勤務します。

【受付期間】

平成30年4月4日（水）～平成30年4月17日（火）

- ・土曜日及び日曜日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、4月17日必着とします。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
平成30年4月22日（日） （受付時間）13:30～13:50	米子市役所本庁舎4階 401会議室 （米子市加茂町一丁目1番地） ※くわしくは、応募者に別途お知らせします。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
なかよし学級 指導員	3名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ なかよし学級に勤務し、児童の放課後の安全確保を図るとともに、適切な遊び及び生活の場を与え、自主性及び社会性の向上、基本的な生活習慣を確立するための支援を行います。 ・ 庶務（担当課への報告書作成・連絡、連絡帳の記入、学級費の管理等） ・ 保護者及び学校との連携を図り、児童の健全育成に関する相談の対応及び助言などを行います。 ・ 災害、事故など緊急時の対応を行います。
児童厚生員	2名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館に勤務し、児童の遊びを指導し、児童の自主性や創造性、社会性を高め、地域で児童が健全に育つように支援を行います。 ・ なかよし学級を開級している児童館においては、なかよし学級の運営に従事します。

2 受験資格

試験区分	資格
なかよし学級指導員	<p>学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した人とするが、次のいずれかに当てはまる人が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育士又は社会福祉士の資格を有する者 ② 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の過程による12年の学校教育を修了した者（通常の過程以外の過程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第8号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの ③ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ④ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑤ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれら

	<p>に相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑧ 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</p>
<p>児童厚生員</p>	<p>次のいずれかに当てはまる方</p> <p>① 知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>② 保育士又は社会福祉士の資格を有する者</p> <p>③ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の能力を有すると認める者であつて、2年以上児童福祉事業に従事した者</p> <p>④ 学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>⑤ 学校教育法の規定による大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の能力を有する者であつて、市長が適当と認めたもの</p>

上記のほか、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
平成30年4月22日(日) (受付時間) 13:30~13:50	米子市役所本庁舎4階 401会議室 (米子市加茂町一丁目1番地) ※くわしくは、応募者に別途お知らせします。

4 試験方法及び内容

区分	配点	試験の内容	解答時間
作文試験	100点	文章による表現能力についての筆記試験	60分
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	

○作文試験と面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

なお、作文試験、面接試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とし、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。

5 申込受付期間

平成30年4月4日(水)～平成30年4月17日(火)
・土曜日及び日曜日を除きます。 ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。 ・郵送による申込みの場合は、4月17日必着とします。

6 受験手続

区分	内容
提出書類	受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部 ○受験申込書及び自己紹介カードに必要事項を記入のうえ、写真を貼付してください。
申込先	米子市福祉保健部こども未来局子育て支援課 (本庁舎1階) 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話 (0859)23-5135 [郵送で申し込む場合] ○封筒の表に赤字で「受験申込」と書いてください。
受験票の交付	申込者には、後日、受験票を郵送しますが、4月20日までに到着しないときは米子市福祉保健部こども未来局子育て支援課にお問い合わせください。

○ 受理した提出書類は、返却しません。

○ 詳しいことは、米子市福祉保健部こども未来局子育て支援課にお尋ねください。

7 合格者の発表

区 分	発表時期	発表の方法
最終合格者	4月下旬	受験者全員に対し、郵送により通知します。

(注) 最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

8 採用予定日・勤務条件

【なかよし学級指導員】

区 分	内 容
採用予定日	平成30年5月7日
報 酬	報酬は、月額110,000円です。 このほかに通勤手当、期末手当の諸手当相当の報酬がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1週間当たり25時間です。 下記のなかよし学級開級時間及び準備、事務等に要する時間をシフトで割り振られます。 ○ 授業日(通常) 午後2時から午後6時45分 ○ 振替休業日及び長期休業 午前8時30分から午後6時45分 ○ 土・日曜日(年10回〈学校行事日を含む〉) 午前8時30分から午後6時45分。学校行事日は、行事終了後から午後6時45分。
任用期間	任用期間は、1年以内の期間です。 採用時に65歳以上の場合、採用日の属する年度末までを任用期間とします。 任用期間を更新する場合は、勤続10年を超えない範囲内(制度改正があった場合はそれにより変更になります。)で、各年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮のうえ決定します。 ただし、任用期間中に65歳に達する場合、任用期間は、当該65歳に達した日の属する年度の末日までとします。
そ の 他	健康保険、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

【児童厚生員】

区 分	内 容
採用予定日	平成30年5月7日
報 酬	<p>報酬は、月額123,300円です。</p> <p>なお、なかよし学級を開級している児童館に勤務するときは月額8,650円が加算されます。</p> <p>このほかに通勤手当、期末手当の諸手当相当の報酬がそれぞれの条件により支給されます。</p>
勤務形態	<p>勤務時間は、1週間当たり30時間です。</p> <p>下記の児童館の開館時間及びなかよし学級開級の児童館においては、なかよし学級開級時間をシフトで割り振られます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館の開館時間 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平日及び土曜日 午後1時から午後5時30分まで（淀江児童館は午後6時まで、第2、第4土曜日休館） ○ 小学校の長期休業 午前8時30分から午後5時30分まで（淀江児童館は午後6時まで） ○ なかよし学級の開級時間 <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業日（通常） 午後2時から午後6時45分 ○ 振替休業日及び長期休業 午前8時30分から午後6時45分 ○ 土・日曜日（年10回〈学校行事日を含む〉） 午前8時30分から午後6時45分。学校行事日は、行事終了後から午後6時45分。
任用期間	<p>任用期間は、1年以内の期間です。</p> <p>採用時に65歳以上の場合、採用日の属する年度末までを任用期間とします。</p> <p>任用期間を更新する場合は、勤続10年を超えない範囲内（制度改正があった場合はそれにより変更になります。）で、各年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮のうえ決定します。</p> <p>ただし、任用期間中に65歳に達する場合、任用期間は、当該65歳に達した日の属する年度の末日までとします。</p>
そ の 他	健康保険、厚生年金及び雇用保険の適用があります。